

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測体制整備計画

1 方針

災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、市及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	山形地方気象台 山形河川事務所尾花沢国道維持出張所、新庄河川事務所大石田出張所 村山総合支庁

3 計画の体系

項 目	概 要
1 気象等観測体制の現状	① 市の観測体制
2 観測体制の整備	

4 計画の内容

(1) 気象等観測体制の現状

① 市の観測体制

市は、消防署及び学校等において、気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を毎日観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

(2) 観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連携を密にし、気象情報の把握に努めるほか、本市においても気象用観測施設の整備を図るものとする。

第2章 防災知識の普及計画

1 方針

災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。なお、普及啓発にあたっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、県全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、教育委員会、消防本部
関係機関	村山総合支庁、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 市職員に対する防災教育の推進	① 教育の内容 ② 教育の方法
2 住民に対する防災知識の普及	① 啓発の内容 ② 啓発の方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
4 学校の児童生徒等に対する防災教育の推進	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	① 危険物施設等における防災教育の促進 ② 病院、福祉施設等における防災教育の促進 ③ 旅館等における防災教育の促進 ④ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育の促進 ⑤ 監督機関の責務

4 計画の内容

(1) 市職員に対する防災教育の推進

災害時において市職員が適正な判断のもとに、円滑な防災活動を実施できるよう、次により防災教育の徹底を図る。

① 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と「職員用初期初動マニュアル」に基づく職員が果たす役割（職員の動員体制と任務分担）
- イ 災害の原因、対策等の科学的・専門的知識
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 防災関係法令の運用
- オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術

② 教育の方法

- ア 講習会、研修会等への参加
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。大規模な災害が発生した場合には、全ての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防衛意識と行動が重要となることから、市及び県は、防災訓練や啓発活動を通し、住民に防災知識の普及を図る。

なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

① 啓発の内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えて普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ア 災害発生前の準備等についての啓発事項
 - (ア) 住宅の安全点検、住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (ウ) 3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
 - (エ) 自動車へのこまめな満タン給油

- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館による地震の疑似体験
- (サ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動、特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) ライフライン途絶時の対策
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

ウ 災害予想区域図等の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ等を含めた「尾花沢市防災情報ガイド（2019年版）」を作成し、住民等に配布・周知している。引き続き、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な

場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

② 啓発の方法

ア 広報紙、印刷物、パンフレット、ホームページ等の利用

イ 講演会、講習会及び訓練の実施

ウ 地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

エ その他広報車の巡回等

③ 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

（3）事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

① 啓発内容

住民に対する防災知識の普及と同様の事項について啓発を行う。

② 啓発方法

啓発の方法については、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

（4）学校の児童生徒等に対する防災教育の推進

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進

に努める。

① 児童生徒等に対する防災教育

市及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意し教育する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒等の発達段階に沿って、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒等が自身の安全を守るための力を育成すること。

② 教職員に対する防災教育

ア 市及び県は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

(5) 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

① 危険物施設等における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品等の保管管理施設）の施設管理者に対し、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を行うとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

② 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害発生時に自力で避難することが困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに職員及び施設利用者に避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

③ 旅館等における防災教育の促進

旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

④ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよ

う避難経路等の表示を行う。

⑤ 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設・医療機関・福祉施設並びに旅館等や大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災管理書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図る。特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制を確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制を指導する。

(6) 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市等へ水位や浸水想定情報を提供しよう努める。市長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3章 地域防災力強化計画

1 方針

災害発生時においては、市等による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要である。

このため、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 地域住民による自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ リーダーの育成 ⑤ 防災資機材の整備等 ⑥ 自主防災組織連絡協議会の設立 ⑦ 自主防災組織の防災計画の策定 ⑧ 自主防災組織の活動内容 ⑨ 関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 自衛消防組織等の育成 ② 自衛消防組織等の防災計画の策定 ③ 企業等における事業継続計画の策定促進 ④ 企業等における帰宅困難者対策の促進
3 防災センターの整備計画	
4 防災資機材の整備計画	

4 対策の内容

（1）地域住民による自主防災組織の育成

① 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

② 育成の方針

市は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」に基づき、各地区の自治組織を単位として自主防災組織として育成し、自主防災会代表者や消防及び各関係機関を対象に、活動事例や意見交換のための連絡会を開催する。

③ 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図る。

ア 町内会単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を持つものであること。

④ リーダーの育成

市は、自主防災組織の育成、組織活動の活発化を図るため、研修の実施などにより中核的存在となる自主防災リーダーの育成に努める。リーダーの育成にあたっては次の点に留意する。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務はできるだけ避ける。

イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成する。

ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成する。

エ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努める。

⑤ 防災資機材の整備等

「自主防災組織資機材購入補助」制度や県等の制度を積極的に活用し、災害時における効果的な活動が出来るよう努める。

⑥ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び市町村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

⑦ 自主防災組織の防災計画の策定

自主防災組織が計画的に防災活動に取組めるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、これには次の事項を記載しておく。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握すると

ともに対策を講じておく。

イ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担する。

ウ 自主防災組織が実施できるよう、その時期・内容等についてもあらかじめ計画を立てて、かつ市が行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、市災害対策本部及び各世帯の間の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備を行うこと。

カ 避難地等、避難経路、避難の伝達方法、誘導の方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

キ 負傷者の救出、搬出方法、救護所の開設を検討しておくこと。

ク その他自主的な防災に関すること。

⑧ 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検

(エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 地域住民の安否確認

(ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

(エ) 地域内における被害状況等の情報収集・伝達

(オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

(カ) 避難誘導活動の実施

- (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (サ) 他地域への応援等
- ⑨ 関係団体との連携
- 自主防災組織は、次により、女性防火協力班、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ、及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。
- ア 女性防火協力班との一体的な活動体制づくり
 - イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
 - ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO、ボランティア団体等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- ⑩ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。
 - イ 地区防災計画の設定

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけするよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 企業（事業所）等における防災の促進

市は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

① 自衛消防組織等の育成

災害時における企業（事業所等）の被害の防止と軽減を図るため、自衛消防組織等の育成を指導する。

ア 対象施設

- (ア) 学校、集客施設等多数の人が利用又は出入りする施設

- (イ) 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- (ウ) 複合用途施設利用（入居）と事業所が共同である施設

イ 組織編成

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約を立てておく。

(ア) 役員

- ・ 防災責任者及びその任務
- ・ 班長及びその任務

(イ) 会議

- ・ 総会
- ・ 役員会
- ・ 班長会等

② 自衛消防組織等の防災計画の策定

市は、自衛消防隊等が災害予防や被害軽減のための活動を効果的に行えるよう、あらかじめ次の事項を記載した防災計画を定めるよう指導する。

- ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等についてあらかじめ防災計画を立てるとともに、市消防本部等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- ウ 防災機関、市災害対策本部、各事業所との体系的な連絡方法、情報交換等に関すること。
- エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、家具・什器等の落下・転倒防止措置など点検整備に関すること。
- オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- カ 避難地等、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持ち出し等に関すること。
- キ 地域住民との協力に関すること。
- ク その他自主的な防災に関すること。

③ 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電

力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

④ 市等における事業継続力強化支援計画の策定促進

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

⑤ 企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

⑥ 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(3) 防災センターの整備計画

市は、地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の拠点となるコミュニティ防災センターの整備を推進する。

当面の間は、各地区公民館に防災センター的機能を整備して、地区防災活動の拠点とするとともに、通信機器（無線機等）、非常食、非常用発電機、毛布等の資機材を配備する。

(4) 防災資機材の整備計画

市は、防災活動に必要な資機材を計画的に整備して、防災活動体制の充実を図る。

〈指定避難所への備蓄品等配置状況〉

品名	台数	品名	台数
発電機	1	簡易無線機	1
投光器	2	無線機付属品（アンテナ・マイク）	1
ドラム	2	懐中電灯	3
燃料携行缶	1	ラジオ	1

5 資料

- ① 尾花沢市自主防災組織防災資機材購入事業費補助金交付要綱 (資料編 62頁)

第4章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 方針

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備を図る。

2 主な実施機関

尾花沢市	福祉課（福祉事務所）、市民税務課
関係機関	社会福祉協議会、自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

4 対策の内容

(1) 一般ボランティア

① 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要にしない自主的な活動をいう。

② 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

③ 受入体制の整備

災害時におけるボランティアの受入等が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等と相互の連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- (ア) 災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

(2) 専門ボランティア

① 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

② 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士

区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他 避難誘導等の支援	消防業務の経験者
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情 報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボ ランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況 の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を 有するもの
除雪ボランティア	老人世帯等福祉関係者への除雪作業支援 公共的施設の機能確保や公共交通機能確 保等のための除雪作業支援	除雪に関する知識を有する者
歴史資料救済ボランテ ィア	歴史資料（文化財等）の被害状況の 情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱に 関する知識を有する者

③ 受入体制の整備

市、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のNPO、ボランティア関係機関・団体及び県等は、相互に連携し、ボランティアの受入体制を整備するため、次の取組を進める。

ア ボランティア活動の広報・普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの組織化（事前登録、協定締結等）

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を推進する。

ウ ボランティアの養成（訓練、研修等）

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が、迅速かつ的確になされるよう受入や調整を行う体制の整備を図る。

(3) 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整

備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備を図る。

第5章 防災訓練計画

1 方針

災害発生時における応急対策活動の円滑な実施を期し、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関及び自主防災組織等が防災訓練を行う。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 総合防災訓練の実施	① 実施時期 ② 実施場所 ③ 訓練実施要綱
2 個別防災訓練の実施	① 通信訓練 ② 災害情報訓練 ③ 組織動員訓練 ④ 水防訓練 ⑤ 消防訓練 ⑥ 避難訓練 ⑦ 救助救護訓練 ⑧ ライフライン施設応急復旧訓練
3 学校の防災訓練	
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
5 防災訓練の評価	

4 対策の内容

(1) 総合防災訓練の実施

住民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、関係機関との共催により地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとも

に、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮並びに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟に努める。

また、現場の対応力向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行っていく。

① 実施時期

原則として防災週間に実施する。

② 実施場所

防災関係機関と協議し、訓練実施場所を選定する。

③ 訓練実施要綱

訓練目的、災害想定、訓練組織、訓練参加機関、訓練概要を防災関係機関と協議し、訓練実施要綱を作成して実施する。

(2) 個別防災訓練の実施

① 通信訓練

防災関係機関は、災害時における通信の円滑な疎通を図るため、各機関毎に設置されている通信機器を使用して、年一回以上の通信訓練を実施する。実施する場合は、訓練想定、訓練項目等の訓練実施要綱を作成する。

② 災害情報訓練

市は、災害時において住民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

③ 組織動員訓練

市は、応急対策を実施するために必要な市及び防災機関の職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集等動員訓練を実施する。

④ 水防訓練

市は、水害の軽減、洪水における警戒及び破堤、越水等の応急措置を目的として、市水防計画に基づき防災関係機関と協議のうえ、訓練要綱を作成して水防訓練を実施する。

⑤ 消防訓練

市は、消防防災活動の実践的技能を充実させ、災害現場における安全かつ迅速な活動が行えるよう、消防機関による消防操法技術訓練、教育訓練を実施する。

防災訓練の実施は、防災関係機関を主体にして、関係地域住民による自主防災組織が参加して、火災並びに地震等の災害想定の実施要綱を定めて実施する。

⑥ 避難訓練

市は、災害時における避難の指示並びに避難のための立退き等の円滑化と迅速確実化を図るため、防災関係機関並びに関係地域住民の参加協力を得て、一般住民を対象とした避難訓練を各種の訓練に含めて実施する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営

訓練やペット同行避難者の受入を想定した訓練を積極的に実施する。

また、消防法第8条に定める学校、病院、事業所等においては、防火管理者のもとで作成する消防計画書に基づき、避難訓練を実施する。防火管理者選任義務のない事業所については、事業所毎に自主防災体制の確立を指導し、災害時の避難体制を推進する。

⑦ 救助救護訓練

市及び防災関係機関は、災害救助に関する訓練要綱を定めて救助救護訓練を実施する。また、医療機関等とも連携して、トリアージ（多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ適切な搬送・治療を行うこと。）等の応急救護訓練を実施する。

⑧ ライフライン施設応急復旧訓練

電力、電話、ガス及び上下水道等、住民の社会活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全と応急復旧が迅速かつ円滑に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を随時実施する。

（3）学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し冷静かつ迅速な行動がとれるよう、次の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- ア 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- イ 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- ウ 季節を考慮した訓練を実施すること。
- エ できる限り地域との連携に努めること。

（4）防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びに旅館等や大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災上特に注意を要する施設の管理者は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市消防本部等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

（5）実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各関係機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- イ 市及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

6 資料

① 市町村総合防災訓練実施要綱

(資料編 46 頁)

第6章 避難体制整備計画

1 方針

災害時における被害から住民の生命及び身体の安全を確保するため、安全な場所に計画的に避難させるための対策の推進を図る。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、教育委員会、福祉課（福祉事務所）
関係機関	自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所等の指定と事前周知	① 避難所等の定義 ② 避難所等の指定 ③ 避難路の設定及び安全確保 ④ 避難所等及び避難方法の事前周知
2 避難所等に係る設備・資機材等の整備	
3 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設
4 指定避難所以外の避難収容施設の確保	
5 避難行動要支援者の避難支援計画	
6 避難誘導體制の整備	
7 避難指示等発令判断基準の明確化	
8 福祉避難所の指定	

4 対策の内容

(1) 避難場所及び避難所の指定と事前周知

地域住民が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）、として指定し、本計画に定めるとともに、住民への周知を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホー

ムページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

① 避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所等へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した場所をいう。

指定緊急避難場所については、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危害を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、学校、公民館等既存の建物内に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造物又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。

② 避難所等の指定

市は、次の事項に留意し避難所等を指定する。

ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定する。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する
- ・速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する
- ・避難所の開設が必要となった場合には、迅速に開設を行うことが可能な管理体制を有する
- ・災害救援物資の輸送が比較的容易な場所にある
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の

水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である頑強な施設

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

- ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が可能な限り歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
- エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）を全て収容できる面積を確保すること。また、キャンプ場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

<参考>

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

- オ 浸水、延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 都市公園等の避難所等の指定にあつては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ケ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。
- サ 学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- シ 指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めること。
- ス 避難指示等が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、少しでも早く安全な場所へ避難する。具体的には、緊急的な待避場所

(近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等)への移動や、屋内での安全確保措置(自宅の上層階で山からできるだけ離れた部屋への移動)をとる。

セ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

③ 避難路の設定及び安全確保

避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む。)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ 地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

ウ 特に、冬季の積雪期については、道路状態が変化するので、避難路を確保するため、除雪に万全を期する。

④ 避難所等及び避難方法の事前周知

避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること

また、市は住民に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に

努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(2) 避難所等に係る設備・資機材等の整備

避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

- ① 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時にも使用可能な無線機、衛星携帯電話等の通信機器等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。
- ② 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む。）の確保及び給水用資機材、炊出し用具（食料及び燃料）及び携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備、毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- ③ 要配慮者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- ④ 避難所等及び避難路の耐震化
- ⑤ 避難者の長期滞在に備えた環境整備
- ⑥ バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備
- ⑦ 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- ⑧ 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(3) 防災上特に注意を要する施設の避難計画

① 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、市は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。市及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。なお、本市においては土砂災害防止法の円滑な避難が必要とされる要配慮者利用施設として尾花沢市立常盤小学校等があり、避難確保計画に基づく訓練実施を実施する。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（市指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等

カ 保護者等への安否の連絡及び引渡し方法

② 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市等との事前協議

(4) 指定避難所以外の避難施設の確保

大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行い、指定避難所以外の避難施設の確保に努める。

(5) 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。

(6) 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支

援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所へ移動するなど、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(7) 避難指示等発令判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難指示ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを作成し別途定める。

① 避難指示等の発令基準・伝達マニュアルの作成

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで避難所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称〔以下同じ〕）を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

市は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくい

という問題を考慮した伝達手段の確保) に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

② 避難指示等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報は市町村単位で発令されることが多く、避難指示等は一定の地域からなる発令地域ごとに発令されることが多いが、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」等が避難指示等の対象となる。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に破壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

③ 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

④ 国や県との連携

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(8) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために、次の事項に留意し、「福祉避難所」としてあらかじめ指定するよう努める。

- ・相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- ・高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

5 資料

① 指定避難所・避難施設

(資料編 269 頁)

第7章 救助・救急体制整備計画

1 方針

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を図る。

2 主な実施機関

尾花沢市	福祉課（福祉事務所）、消防本部、中央診療所
関係機関	尾花沢警察署、自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練 ③ 防災用資機材の整備
2 救助・救急の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救助・救急支援体制の確保 ③ 消防組織の救助・救急体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救助・救急活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立

4 対策の内容

(1) 自主防災組織の対策

① 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市又は消防機関、警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

② 防災訓練

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時において、消火活動や損壊した建物による生き埋め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

③ 防災用資機材の整備

救助活動に必要なとなるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

(2) 救助・救急の対策

① 住民に対する防災意識の啓発

市は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

② 民間等による救助・救急支援体制の整備

市は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう、協定を締結する等体制を整備する。

③ 消防組織の救助・救急体制の整備

ア 常備消防組織

市は、救急隊員、救助隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市は、消防団活性化計画に基づき、消防団員の加入促進等の消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進し、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動が行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急資機材の整備に努める。

④ 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実働訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合、アマチュア無線を活用した通信について協力が得られるよう、市は、アマチュア無線クラブ、JARL尾花沢アマチュア無線クラブ等の地域クラブと協議し、その方法や体制について定めておく。

また、地域のタクシー会社や郵便局とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

⑤ 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるため、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備

市は、多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

⑦ 応援受入体制の確立

市は、同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆けつける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第8章 火災予防計画

1 方針

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、市や消防本部が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部、環境エネルギー課、環境衛生事業組合
関係機関	山形森林管理署、村山総合支庁、北村山森林組合 尾花沢警察署

3 計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 定期点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 市による整備 ② 防火管理者による整備 ③ 自主防災組織による整備

4 対策の内容

(1) 出火防止

① 一般対策

- ア 市及び市消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。
- イ 市及び市消防本部は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
- ウ 市消防本部は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

② 家庭に対する指導

- ア 市及び市消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

- a 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- b ガスにあっては、元栓を締める。
- c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- c 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

③ 防火対象物に対する指導

市及び市消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

④ 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防組織は、特定防火対象物（飲食店、スーパー、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

(2) 消防用設備等の適正な維持管理指導

- ① 市及び市消防本部は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

- ② 市及び市消防本部は、防火管理者を養成、指導する。

(3) 初期消火体制の強化

① 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに市及び市消防本部等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、消火栓を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

② 消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

(4) 消防施設等の整備

① 市による整備

市は、市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

② 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

③ 自主防災組織による整備

市は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

5 資料

① 尾花沢市消防計画

(別冊資料)

第9章 医療救護体制整備計画

1 方針

災害発生時の傷病者に対して適切な医療を提供するため、市及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、健康増進課、中央診療所
関係機関	自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	① 一般医療機関
2 医療救護所の確保	① 救護所の予定設置場所、施設
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班派遣体制の整備 ② 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材等確保体制の整備	

4 対策の内容

(1) 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設は、次のような役割が求められている。

① 一般医療機関

一般の医療機関は、航空機及び鉄道等の多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等において、搬送される傷病者の程度に応じた応急処置を提供するとともに、重篤・重症の傷病者をその緊急度に応じて後方医療機関に搬送する。

(2) 医療救護所の確保

医療救護所の設置予定場所を平常時より選定しておくものとする。選定にあたっては、安全性を考慮し設置するものとし、災害現場又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して実施するものとする。医療救護所の設置予定場所について、その旨住民に周知するものとする。

① 救護所の予定設置場所、施設

ア 小学校 中学校

- イ 地区公民館
- ウ 公園・グラウンド
- エ 避難指定場所
- オ 災害現場
- カ その他

(3) 医療救護活動体制の整備

① 医療救護班派遣体制の整備

大規模な災害に伴う多数の傷病者に備え、中央診療所、北村山公立病院、北村山医師会（尾花沢地区医師会）、関係団体・機関等の協力を得て、医療救護班の派遣・受入体制の整備を図るものとする。

② 災害時医療救護マニュアルの整備

災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、市、県（本庁及び保健所）、医療機関及び関係団体の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(4) 医療資器材等確保体制の整備

市は、多数の傷病者を伴う災害時に必要となる医薬品・医療資器材等を、山形県及び山形県医薬品卸業協会等の関係機関・団体と協力・連携して確保する。また、不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

市は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

5 資料

① 尾花沢市医療機関一覧

(資料編 252 頁)

第10章 防災用通信施設災害予防計画

1 方針

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備に必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部、環境エネルギー課、環境衛生事業組合
関係機関	村山総合支庁 東日本電信電話株式会社山形支店

3 計画の体系

項 目	概 要
1 防災業務施設等の整備状況	① 観測施設設備 ② 通信施設設備 ③ 消防施設設備 ④ 災害対策用臨時ヘリポート
2 気象等観測体制の整備	
3 通信施設整備	① 山形県防災行政無線 ② 市防災行政無線の整備拡充 ③ 防災関係機関通信施設の整備
4 通信施設の災害予防措置	
5 電気通信設備等の活用	
6 消防施設の整備	① 消防施設の整備 ② 消防水利の保全開発 ③ 救出、救助資機材の整備
7 災害対策用臨時ヘリポート	

4 対策の内容

(1) 防災業務施設等の設備状況

① 観測施設設備

ア 気象庁

観測所名	観測項目	所在地
尾花沢	降水量、気温、風向・風速、日照時間、積雪（積雪深計）	尾花沢市新町四丁目5-1 尾花沢市消防本部

イ 水位観測所（県）

河川名	観測所名	水防団待機水位（指定水位）（m）	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（特別警戒水位）（m）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（m）
丹生川	母袋	1.90	2.30	2.60	2.70
丹生川	行沢	2.20	2.90	3.10	3.20
丹生川	正巖	—	—	—	—
朧気川	朧気	2.20	2.60	3.30	3.40
野尻川	野黒沢	1.10	1.40	2.10	2.20

ウ 雨量観測所

設置場所		所管
尾花沢	尾花沢市大字尾花沢字田町143-1	国土交通省
銀山	尾花沢市大字銀山新畑字九貫目越後沢695	国土交通省
寺内	尾花沢市大字寺内地内	山形県
鶴子	尾花沢市大字鶴子地内	山形県
行沢	尾花沢市大字行沢地内	山形県

エ 積雪委託観測所

地区名	観測地点の位置	地区名	観測地点の位置
尾花沢地区	尾花沢市新町4-5-1	福原地区	尾花沢市大字野黒沢501-3
宮沢地区	尾花沢市大字押切283	玉野地区	尾花沢市大字鶴巻田328
常盤地区	尾花沢市大字延沢888-2		

（令和4年12月1日現在）

② 通信施設設備

ア 県防災行政無線

県防災行政無線施設整備状況は、「資料」のとおりである。

③ 消防施設設備

消防施設設備は、「資料」のとおりである。

④ 災害対策用臨時ヘリポート

災害対策用臨時ヘリポートは、次のとおりである。

施設の名称	施設の所在地	面積 (㎡)	機種	時間	水利
尾花沢市総合球場	尾花沢市大字尾花沢 5152-266	12,303	中型	全日	○
尾花沢市サッカー場	尾花沢市大字尾花沢 5152-266	7,000	中型	全日	○
福原中学校	尾花沢市大字野黒沢 208	8,000	中型	全日	○
尾花沢消防署 訓練場	尾花沢市新町四丁目 5-1	10,900	中型	全日	○
花笠高原スキー場 駐車場	尾花沢市大字鶴子 858	6,500	中型	全日	○
花笠グラウンド	尾花沢市大字二藤袋 1769-2	9,500	中型	全日	○

災害対策用臨時ヘリポートの設定基準は、「資料」のとおりである。

(2) 気象等観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連絡を密にし、気象情報、地理情報の把握に努めるほか、観測用施設を各関係機関に強く要望し、施設の整備充実に努める。

(3) 通信施設整備

① 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 87 機関を無線回線で結び、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

② 市防災行政無線の整備拡充

市は、災害発生時に住民、地域防災関係機関及び生活関連公的機関との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、防災行政無線の整備を計画的に推進する。また、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム (J-Alert) と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした、屋外拡声器及び戸別受

信機による設備

イ 移動系無線

現地の被災状況を把握することを目的とした、市庁舎と災害現場等の間又は災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線機

ウ 地域防災系無線

医療やライフライン等地域住民に密着した災害情報を、市災害対策本部が収集、伝達することを目的として、市、消防機関等の地域防災関係機関と病院、学校及び電力等の生活関連公共機関との間の相互通信を担う設備

③ 防災関係機関通信施設の整備

防災関係機関は、電気通信事業用通信施設、専用通信施設及び無線通信施設について、設備の整備推進とその効果的運用を図る。

(4) 通信施設の災害予防措置

① 市は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

② 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

③ 通信手段の多様化

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

④ 最新の情報通信関連技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

（5）電気通信設備等の活用

① 移動系通信設備

市は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

② 災害時優先電話

市、防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

③ IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

④ 電気通信事業者が提供する伝言サービス

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

（6）消防施設の整備

消防力の整備指針に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

① 消防施設の整備

震災時には、消火栓の使用不能及び消防ポンプ自動車の消火活動に支障をきたすことが予想されるので、耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

② 消防水利の保全開発

ア 自然水利の保全開発

大規模火災における自然水利の有利性にかんがみ、既存自然水利の減少をきたさないように水利関係機関との調整整備を図る。

イ 消防水利の開発

消防水利が不足する地域においては、河川、沼、池、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を作成する。

③ 救出、救助資機材の整備

重量物等の下敷きになった人等を迅速に救出、救助するために、必要な資機材の整備充実に努める。

(7) 災害対策用臨時ヘリポート

災害救助を実施するための情報の収集、援助物資の輸送等迅速な対応をするための災害対策用ヘリポートの確保と整備に努める。

5 資料

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 尾花沢市消防力一覧 | (資料編 275 頁) |
| ② 尾花沢市消防本部無線機配置一覧 | (資料編 250 頁) |
| ③ 山形県防災行政通信ネットワーク回線構成図 | (資料編 245 頁) |
| ④ 防災行政無線屋外拡声子局設置場所所在地 | (資料編 247 頁) |
| ⑤ 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 | (資料編 170 頁) |
| ⑥ 非常災害時における通信確保に関する協定書 | (資料編 114 頁) |

第11章 地盤災害予防計画

1 方針

地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所、山形森林管理署 村山総合支庁、尾花沢警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 土砂災害の警戒、防止措置	① 予防措置の指導 ② 危険区域の警戒、巡視 ③ 危険区域住民に対する広報活動 ④ 警戒避難体制の整備 ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 ⑥ 要配慮者利用施設対策 ⑦ 砂防施設等の維持管理
2 土砂災害対策保全事業の推進	① 地すべり予防事業 ② 急傾斜地崩壊対策事業 ③ 土石流対策事業 ④ 山腹崩壊等に係る治山対策事業
3 軟弱地盤等液化化対策等の推進	
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

4 対策の内容

(1) 土砂災害の警戒、防止措置

① 予防措置の指導

土砂災害危険箇所土地所有者、管理者及び占有者に対して、その安全な維持管理に努

めさせるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、その他必要な措置をとるよう指導する。

② 危険箇所の警戒、巡視

土砂災害の未然防止を図るため、梅雨（集中豪雨）期、台風期及び融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、合同で危険箇所の調査、警戒及び巡視を実施する。

③ 危険箇所住民に対する広報活動

土砂災害危険箇所に居住する住民に対し周知徹底を図るとともに、土砂災害に関する情報の収集伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達の徹底を図る。市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害ハザードマップを含めた「尾花沢市防災情報ガイド（2019年版）」を作成し、住民等に配布・周知している。

④ 警戒避難体制の整備

土砂災害に係る警戒避難体制の整備に努める。また、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。避難指示等の発令基準については、別途定める。なお、市は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

指定された土砂災害警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項を定め避難訓練の実施等、住民等の安全確保対策を講じるよう努める。

⑥ 要配慮者利用施設対策

県や関係機関と協力し土砂災害に関する情報等を施設管理者に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

また、要配慮者利用施設に関する情報を積極的に県に提供し、砂防設備等の整備の早期実施を要請する。

⑦ 砂防施設等の維持管理

防災施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。また、老朽化等によりその機能の低下をきたしている箇所については、補修補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図ることを要請する。

(2) 土砂災害対策保全事業の推進

① 地すべり予防事業

地すべり防止区域、地すべり危険箇所において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長、誘発する等の行為を制限し、地すべり防止工事の推進を図る。

② 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を助長、誘発する等の行為を制限し、急傾斜地崩壊防止工事の推進を図る。

③ 土石流対策事業

砂防指定地内において、災害発生を助長、誘発する等の行為を制限し、大雨等により土石流発生のおそれがある危険溪流については、砂防えん堤工、床固工等の防止工事の推進を図る。

④ 山腹崩壊等に係る治山対策事業

山腹崩壊、土砂流出等による山地災害の防止を図るため、山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業の推進を図る。

(3) 軟弱地盤等液状化対策等の推進

市は、大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、県と協力し滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

また、市は県と連携して、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

加えて、市及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(4) 災害防止に配慮した土地利用の誘導

土砂災害の防止に配慮した適切な土地利用の誘導を促進するため、各種法制度等の連携・整合を確保しながら、その徹底及び充実に努めるとともに、土砂災害の防止に関し、住民及び開発事業者に対し、啓発・指導を強化する。

また、県は、土砂災害の危険が著しい区域について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域の指定に努め、危険住宅の移転及び宅地の改良を促進する。

(5) 被災宅地危険度判定体制の確立

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定ができるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

5 資料

① 尾花沢市土砂災害危険区域一覧表

(資料編 223 頁)

第12章 孤立集落対策計画

1 方針

土砂崩れや雪崩により交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、地区住民に対し、孤立化に対する備えや孤立時の対応等を周知する。救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や自主防災組織による災害対応活動ができるよう体制整備を行う。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 孤立が予想される集落の把握	
2 孤立集落と通信の確保	
3 孤立した場合への備え	① 市の役割 ② 住民の役割 ③ 地域の役割 ④ 企業・事業所の役割
4 積雪期の対応	

4 対策の内容

(1) 孤立が予想される集落の把握

県と連携し、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するものとする。

(2) 孤立集落との通信の確保

- ① 市は孤立集落の被害状況や負傷者の有無、住民生活の障害等を把握するため、携帯電話など、あらゆる通信手段を用いて把握に努めるものとする。

ア 孤立集落との直接通話を確保するために、衛星携帯電話の整備を図り、孤立集落が発生した場合は、自転車、徒歩などで被災集落に直接配置し通信を確保するものとする。

イ 被災地区の自主防災会や消防団と通信を確保するために、平常時において通信訓練をする等、非常通信手段を確保するものとする。

ウ 衛星携帯電話等の通信手段が、停電等により遮断されるのを防ぐため、非常用発電機の整備を図り、通信を確保するものとする。

(3) 孤立した場合への備え

① 市の役割

ア 孤立が予想される集落への周知を行い、孤立に備えての通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置と食料、飲料水や生活必需品、暖房器具及び燃料等の備蓄に努める。

イ 市は、孤立すると予想される集落内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

ウ 市は県と連携して、ヘリ離着陸可能な場所の確保に努める。

エ 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるように、避難行動要支援者避難支援プランを策定するとともに、地域住民と連携し、要配慮者に対しての情報収集及び伝達体制を整備する。

② 住民の役割

孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災会活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

③ 地域の役割

災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊出し等の実施や市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、自主防災組織による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

④ 企業・事業所の役割

孤立が予想される集落の企業・事業所は、あらかじめ自主防災組織と協議し、災害時において、設備や資機材を地域に提供する等の協力を行うよう努めるものとする。

(4) 積雪期の対応

市は、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、地区内に避難所予定施設を確保するものとする。

5 資料

① 孤立危険性のある集落一覧

(資料編 241 頁)

第13章 都市防災計画

第1節 都市計画対策

1 方針

市街化区域を中心とした地域における火災、風水害、震災等の防災対策に重点をおいた都市計画事業の推進を図るために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合、村山総合支庁

3 計画の体系

項 目	概 要
1 都市地域の現況と問題点	
2 用途地域の設定の概要	
3 都市施設整備事業の概要	① 都市計画道路整備事業の進捗状況 ② 都市水道整備事業の進捗状況

4 対策の内容

(1) 都市地域の現況と問題点

市街地は、住居環境としての他、公共的及び私的なサービス機能、経済的機能が求められるため、公園や緑地等のゆとり空間の整備が進捗しない状況にある。

快適で安全な市街地生活環境づくりのため、災害時は安全地帯となる公園、広場、緑地等を整備を推進するとともに、防災拠点となる市役所新庁舎を活用する。

(2) 用途地域の設定の概要

用途地域は、昭和47年1月に設定され、平成27年3月10日に一部修正し、現在に至っている。

面積は、全体で302haであり、この内訳は次のとおりである。

<尾花沢市用途地域一覧表>

当初決定：昭和47年4月1日

最終決定：平成7年10月2日

変更決定：平成27年3月10日

用途地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率	建ぺい率
第一種低層住居専用地域*	19	6.3	8/10以下	5/10以下
第一種中高層住居専用地域	39.5	13.0	20/10以下	6/10以下
第一種住居専用地域	68.5	22.7	20/10以下	6/10以下
第二種住居専用地域	54.0	17.9	20/10以下	6/10以下
近隣商業地域	12	4.0	20/10以下	8/10以下
商業地域	19	6.3	40/10以下	8/10以下
準工業地域	10	3.3	20/10以下	6/10以下
工業地域	80	26.5	20/10以下	6/10以下
合計	302	100		

*：壁面後退1.0m

(3) 都市施設整備事業の概要

都市公園としては、尾花沢運動公園（16.9ha）と大道寺児童公園（0.35ha）、ひかり児童公園（0.32ha）、第1児童公園（0.32ha）、第3号公園（0.18ha）が整備され、供用されている。

尾花沢運動公園は、用途地域東側に隣接する長根山丘陵に位置する公園であり、用途地域内の都市計画公園としては、4公園となっている。住宅地内細街路の未形成地区が多く、都市計画道路、都市計画公園等に整備が全体として遅れている状況にある。

① 都市計画道路整備事業の進捗状況

市による都市計画道路の整備状況は、次のとおりであるが、便利な都市地域のための都市計画道路の整備を推進することにより、災害時の安全地帯となる公園、緑地等への連絡道路網の整備を充実する。

＜尾花沢市都市計画道路整備事業進捗状況＞

令和4年3月31日現在

番号	名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延 長 (m)	既成済延 長 (m)	当初決定 年 月 日	最終決定 年 月 日
1.3.1	村山尾花沢線	23.5	4,030	1,861	—	H 8.12.10	—
3.3.1	横内芦沢線	26.5	4,140	4,140	—	S49. 3.29	—
3.4.1	丹生川中ノ段線	16.0	2,610	110	2,500	S29. 5.19	H 13.7.24
3.4.2	尾花沢駅長根線	16.0	2,100	1,970	130	S29. 5.19	H 13.7.24
3.4.3	尾花沢大石田線	18.0	2,980	2,980	—	S29. 5.19	H 13.7.24
3.4.4	中学校隴気線	16.0	1,330	1,330	—	S29. 5.19	H 13.7.24
3.4.5	中央通り線	18.0	1,700	—	—	S29. 5.19	H 13.7.24
3.4.6	尾花沢玉野線	18.0	5,870	5,870	—	H 8.12.10	H 13.7.24
3.5.1	尾花沢高等学校線	12.0	520	520	—	S29. 5.19	H 13.7.24
3.5.2	桮新町線	12.0	1,470	750	720	S29. 5.19	H 13.7.24
7.6.1	新町荒楯線	9.0	520	520	—	S60.11.30	—
計	11路線		27,270	20,051	3,350		

② 都市水道整備事業の進捗状況

水道の普及率(令和3年度末)は上水道99.3%、簡易水道99.4%であり、今後、産業の振興、住民生活の向上により水道水需要の増加が予想され、水道水の安全供給を図るため上水道基本計画(平成14年度)並びに簡易水道基本計画(平成23年度)を策定して、安定供給を推進している。計画に基づき安定供給のため、導水管・送水配水管等の整備を推進する。また、災害時は、老朽設備が最初に被害を受けやすいため、老朽設備の更新を計画的に図り、水道配水設備の耐震化の充実を図る。

5 資料

- ① 上水道給水区域図 (別冊地図)
- ② 簡易水道給水区域図 (別冊地図)
- ③ 上水道基本計画 (別冊資料)
- ④ 簡易水道基本計画 (別冊資料)

第2節 都市排水対策

1 方針

市街地の雨水及び下水の適切な排除を図り、浸水防止と浸水被害による汚水の拡散防止を行い、快適な都市生活を確保するために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	環境エネルギー課、建設課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合、村山総合支庁

3 計画の体系

項 目	概 要
1 都市排水の現況	
2 都市下水路整備事業の進捗状況と整備計画	
3 公共下水道事業の進捗状況と整備計画	

4 対策の内容

(1) 都市排水の現況

雨水排水施設としての都市下水路は整備されているが、汚水排水施設としての公共下水道は現在整備中である。

家庭雑排水が都市下水路、一般排水路に流入し、環境汚染の一因となっているため、集中下水処理が行える公共下水道事業の推進が必要とされる。

(2) 都市下水路整備事業の進捗状況と整備計画

本市における都市下水路は、用途地域北部 171ha を集中区域として、計画決定され供用を開始している。

<都市下水路概要>

令和4年3月31日現在

計画決定			施行済み		整備率
排水区域	排水面積	下水管渠	排水面積	下水管渠	
5カ所	300ha	6,320m	208ha	3,680m	69%

当初決定 昭和47年4月1日

最終決定 昭和62年2月26日

(3) 公共下水道事業の進捗状況と整備計画

本市における公共下水道は、最上川流域村山処理区の広域下水道事業として、用途地域全体を処理区域として計画・整備が進められている。(現行整備目標年次：令和7年度) 排出された汚水は村山浄化センターで処理が行われる。

また、銀山地区に関しては温泉街を中心に特定環境保全公共下水道の区域として平成9年度より計画・整備が行われ、現在計画処理区域内の整備が完了し、施設の維持管理・更新を中心とした事業がなされている。

<公共下水道概要>

令和4年3月31日現在

事業計画		施行済み		整備率
処理面積	下水管渠	処理面積	下水管渠	
266.9ha	—	190.9ha	34,937m	71.5%

当初認可 平成7年7月4日

最終変更 令和3年3月16日

<特定環境保全公共下水道(銀山処理区)概要>

令和4年3月31日現在

事業計画		施行済み		整備率
処理面積	下水管渠	処理面積	下水管渠	
4.4ha	—	4.4ha	1,497m	100%

当初認可 平成9年10月24日

最終変更 平成28年3月27日

5 資料

- ① 尾花沢市大石田町流域関連公共下水道事業計画

(別冊資料)

第14章 建築物災害予防対策

1 方針

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、福祉課（福祉事務所）、建設課、教育委員会、消防本部
関係機関	山形県県土整備部建築住宅課、村山総合支庁

3 計画の体系

項目	概要
1 耐震化の現状	① 一般住宅 ② 市有建築物
2 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる建築物の耐震化 ② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化 ③ 一般建築物の災害予防対策
3 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 ③ 被災宅地の危険度判定体制の確立
4 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導
5 地震保険の普及啓発	
6 空き家対策	

4 対策の内容

(1) 耐震化の現状

① 一般住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数は4,770戸で、うち、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月以降に建築された住宅が2,332戸と全体の48.9%を占めている。耐震性を満たすと考えられる住宅は、木造戸建住宅3,100戸と非木造住宅242戸を合わせて3,342戸となり、耐震化率は70.0%と推定される。なお、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による部分改修を含む場合、3,402戸となり、耐震化と合わせた減災対策率は、71.3%と推定される。

「住宅の耐震化率の推計」

	住宅総数	木造戸建て	共同住宅等
住宅総数	4,770	4,510	260
昭和56年6月以降建築住宅	2,332	2,160	172
耐震性のある住宅	3,342	3,100	242
耐震化率	70.06%	68.74%	93.08%
耐震性がある住宅＋部分改修済	3,402		
耐震化・減災対策率	71.32%	68.74%	93.08%

※平成30年住宅・土地統計調査を基に作成

※資料：尾花沢市建築物耐震改修促進計画(令和3年4月)

② 市有建築物

市の所有する施設には、多くの防災拠点や多くの住民が利用する重要な施設等があり、施設総数は43施設72棟(令和2年度末)である。

昭和56年5月以前に建築された市の施設は、19棟で、全体の26.4%を占めているが、これらの施設に対し、耐震化診断(実施率は84.2%)や改修の整備を進めている。既に耐震化診断の済んでいる地区公民館施設等については、改修を検討する。

(2) 建築物の災害予防対策の推進

① 防災活動の拠点となる建築物の耐震化

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

(ア) 災害対策本部が設置される施設(市庁舎等)

本庁舎は、高い耐震性能をもつ制震構造となっており、災害時の防災拠点として対応可能な防災センターとしての機能、全国瞬時警報システム(J-Alert)や防災無線を整備している。また、備蓄物資や防災資機材を配備する防災倉庫を確保し、市民ホールや防災研修室を一時避難スペースとして活用する。

(イ) 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)

(ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、市・県等の出先庁舎)

(エ) 避難施設(学校、体育館、文化施設、公民館、保育園等)

避難施設となる学校、公民館、保育園等については、耐震化診断結果に基づき、施設改修(天井材等の非構造部材の落下防止対策を含む。以下同じ。)の検討・整備を進め、避難施設としての安全性を確保する。

(オ) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等)

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。また、洪水浸

水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

- a 配管設備類の耐震化の強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上

ウ 耐震性の高い施設の整備

防災上必要な建築物と位置づける公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年改正）」を参考に「尾花沢市建築物耐震改修促進計画（令和3年4月）」に基づき、耐震性を強化した施設づくりに努める。

エ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

旅館、レクリエーション施設、スーパー等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、③に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

③ 一般建築物の災害予防対策

地震に対する民間の建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら次の対策を進める。

- ア 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、耐震診断の実施、改修の啓発・指導を行うものとする。
- イ 地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓

発する。

ウ 地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難所や避難経路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を対象として、安全の確保について指導・啓発する。

エ 家具類の転落防止

市及び県は、地震発生時における家具類の転倒による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒防止措置について住民に周知徹底を図る。

オ 耐震診断・改修に関する知識の普及啓発

市及び県は、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。

木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及啓発を図る。木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

カ 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

キ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ク 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

(3) 耐震診断等推進体制の整備

① 耐震診断・改修技術者の育成・登録

公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、技術者を対象として耐震診断等の講習を行い、耐震診断士として登録する。

具体的な耐震診断の実施については、必要な既存住宅等に対し、建築関係団体と連携し、登録された耐震診断士を派遣する。

② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県の支援及び関係団体の協力を得ながら、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

ア 震前判定計画の策定

被災建築物応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、建築関係団体等の協力を得ながら震前判定計画を策定し、判定体制及び必要資機材等の整備を進め震災

時に備える。

イ 応急危険度判定士の確保

建築士等を対象に、県が実施する判定士養成・登録事業の周知等を行い、市内在住の応急危険度判定士の確保に努める。

ウ 判定コーディネーターの養成

震災時、被災建築物応急危険度判定をより迅速かつ効率的に実施するため、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会と連携しながら、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成に努める。

③ 被災宅地の危険度判定体制の確立

市及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

(4) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、市及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

① 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

② 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防組織は、特定防火対象物（飲食店、スーパー、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

(5) 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の

一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、県及び市等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図る。

(6) 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第15章 輸送体制整備計画

1 方針

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、必要な対策に関する計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、教育委員会、消防本部、市民税務課、商工観光課
関係機関	自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	
2 緊急輸送道路の指定	① 緊急輸送道路の指定及び緊急輸送ネットワークの形成 ② 連携体制の強化
3 物資拠点の環境整備等	① 地域内輸送拠点候補地の選定
4 臨時ヘリポート候補地の選定	
5 緊急輸送用車両等の確保・整備	
6 緊急通行車両等の事前届出の促進	
7 運送業者等と協定締結の推進	
8 「道の駅」の災害交通拠点の整備	

4 対策の内容

(1) 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 緊急輸送道路の指定

① 緊急輸送道路の指定及び緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時に応急物資の輸送が円滑に行われるよう、次の道路を緊急輸送道路として指定し、優先道路とする。

また、地域の緊急輸送ネットワークとの整合を図りながら、市域内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送ネットワークの形成を図る。なお、市及び県は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

ア 東北中央自動車道

イ 国道13号線 国道347号線

ウ 主要地方道 尾花沢最上線 尾花沢関山線

エ 一般県道

オ ア～エに接続し、また集落内の根幹を形成する主要な市道

(資料編 尾花沢市緊急輸送道路ネットワーク図参照)

(3) 物資拠点の環境整備等

① 地域内輸送拠点候補地の選定

被災地への物資の輸送を円滑に実施するため、地域の社会的・地理的条件、災害による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、地域内輸送拠点の候補地を次のとおり選定する。また、他の候補地を協議し、複数選定しておく。

施設名	所在地	床面積 (㎡)	電話番号	他用途
尾花沢市体育文化施設 サルナート	尾花沢市若葉町 1-4-27	5,800	0237 22-1111	避難所
尾花沢市体育館	尾花沢市新町三丁目 3-35	1,200	0237 24-0188	避難所
市役所本庁舎	尾花沢市若葉町 1-2-3	4,445	0237 22-1111	避難所

② 市は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

- ③ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(4) 臨時ヘリポート候補地の選定

人命の救助及び物資等の輸送が迅速に行われるよう、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

(5) 緊急輸送用車両等の確保・整備

車両等の必要予定数及び調達先並びに物資の集積場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

(6) 緊急通行車両等の事前届出の促進

県公安委員会が緊急通行車両であることの確認に係る事務の迅速化を図れるよう、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両について、県公安委員会への事前届出を促進する。

(7) 運送業者等と協定締結の推進

緊急輸送時に備え運送業者等と「災害時協定」を締結する。そのうえで、調達可能な車両と種類や台数について把握し、災害時の車両、資機材の確保と体制の整備を図る。

(8) 「道の駅」の災害交通拠点の整備

国土交通省認定である「道の駅 尾花沢」（花笠の里ねまる）について、交通の要衝となっていることから、車両の避難所、情報の連絡など、必要な整備を行う。

第16章 各種施設災害予防対策関係

第1節 交通関係施設災害予防計画

1 方針

災害による道路及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするため、市及び施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	建設課
関係機関	山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所、村山総合支庁 東日本高速道路(株)東北支社山形管理事務所、東日本旅客鉄道株式会社

3 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 市道の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 相互連携体制の整備 ④ 資機材等の整備 ⑤ 道路トンネル事故の予防対策

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等に

ついて周知徹底を図る。

② 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

③ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

④ 復旧資機材等の確保

災害発生時に緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(2) 道路の予防対策

① 市道の災害予防

市道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

② 防災体制の整備

次により防災体制の整備を推進する。

ア 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

イ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における、道路通行規制に関する基準等を路線又は区間毎に定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及啓発活動を推進する。

エ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、原因究明のため総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

③ 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害情報及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ

め明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関の相互の連携を強化しておく。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

市消防本部及び警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

④ 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

市消防本部は、事故車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

⑤ 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は、次により事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

イ 県警察本部は、大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対し、安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

ウ 道路管理者及び警察は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 道路管理者、警察及び市消防本部は、交通量、トンネルの形状等により、災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

第2節 土砂災害防止施設災害予防計画

1 方針

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	建設課
関係機関	山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所、村山総合支庁 東日本高速道路㈱東北支社山形管理事務所、東日本旅客鉄道株式会社

3 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知

4 計画の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

① 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

③ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、

異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

④ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

⑤ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

⑥ 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について市を通じて住民へ周知する。

第3節 河川施設災害予防計画

1 方針

災害による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、建設課、消防本部
関係機関	新庄河川事務所大石田出張所、山形森林管理署 村山総合支庁、尾花沢警察署 村山北部土地改良区

3 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組
2 河川、ダム、ため池等の概要	
3 重要水防箇所の指定	
4 気象災害情報等の伝達	① 気象情報の把握 ② 気象情報の伝達
5 河川等管理体制の強化	
6 危険区域の巡視・点検	
7 水防施設、資機材の現況等	
8 水害予防対策事業の進捗状況	① 治山対策事業 ② 治水対策事業

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

河川の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

③ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

④ 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

⑤ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

⑥ 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 河川、ダム、ため池等の概要

国直轄一級河川最上川をはじめ県管理河川、市管理河川が市内を流下している。

各河川の改修、整備を国、県と連絡を密にして整備事業を推進するとともに、自然環境の保全に配慮した河川砂防事業を積極的に推進する。

農業用水ダム1箇所（新鶴子ダム）、防災ダム1箇所（銀山ダム）、農業用ため池、一般ため池があり、毎年関係機関により、ダム、ため池の実態調査を実施して、老朽化しているため池については、堤体の補強、漏水箇所修繕、余水吐の改修等を計画的に実施するものとし、下流部に位置する人家への災害を予防するものとする。

(3) 重要水防箇所の指定

大雨による増水、融雪期における出水によって河川災害や、農用地、宅地等の冠水被害が発生している。

国、県の管理する河川の重要水防箇所指定については、関係機関と連絡を密にして指定を受ける。

(4) 気象災害情報等の伝達

① 気象情報の把握

市は、山形地方気象台から発表される気象予警報等を山形県防災行政無線FAX等により収集し、特に詳細にわたる降雨等の気象情報を必要とする場合は、山形地方気象台から直接収集するものとする。

また、新鶴子ダム管理事務所で観測されている気象観測内容も収集するなど、関係機関と連絡を密にし、市内における降雨等の気象情報を勤務時間及び時間外において収集するものとする。

② 気象情報の伝達

市は、降雨等の気象情報を収集し、特に必要と認める場合は、電話や広報車等で地域住民に情報を伝達するものとする。

また、気象警報、特別な気象情報が発表されたときは、市防災会議構成機関並びに市庁舎内外の各所属にその情報を伝達し、必要に応じて各防災関係機関、各所属施設、出先機関へその内容を伝達するものとする。

各課把握の災害危険箇所における災害発生が憂慮されるため、必要に応じて関係機関は、各地区の防災関係者、現地連絡責任者に降雨等の気象情報並びに予想される災害内容について伝達し、災害発生の警戒と災害時の通報、避難体制の確立を要請する。

(5) 河川等管理体制の強化

市は、国及び県と連絡を密にして、市内を流下して最上川に合流する各河川について、定期的な巡視計画を定めて巡視・点検を行い、災害発生防止のため一貫した河川管理体制の強化を図るものとする。

また、新鶴子ダムが満水となり、自然越流が生じた場合、村山北部土地改良区は「関係機関への通知の義務」に基づき、電話等により自然越流に関することを通知するものとする。通知を受けた防災関係機関は、丹生川に関する水位の監視体制、増水時に備えた水防体制の強化を図るものとする。

(6) 危険区域の巡視・点検

市は、水害危険区域を防災関係機関により巡視・点検を実施し、ハザードマップを作成する。この他気象情報で水害発生の危険性がある雨量情報や水位観測所における水位と過去の水害発生時の気象誘因等を調査して、予想される水害危険区域の防災関係者に対して雨量情報等を電話等で伝達し、巡視を行うとともに、関係地域住民の協力を得て警戒にあたるものとする。

(7) 水防施設、資機材の現況等

市は、水防倉庫を設置して、水防応急活動に使用する資機材を常時一定数量備蓄しておくものとする。

「尾花沢市水防倉庫」の設置場所は次のとおりである。

指定	管理団体	所在地	床面積	設置年度
非	尾花沢市	尾花沢市新町四丁目 5-1	100.84 m ²	平成 15 年

(8) 水害予防対策事業の進捗状況

① 治山対策事業

安全で豊かな森林の形成は、森林の保水機能による洪水防止と水源地域の役割を果たす貴重な資源であることから、計画的に治山事業を推進するものとする。

② 治水対策事業

水害を未然に防止するため、砂防施設、河川護岸、排水施設の整備充実を図るものとし、各河川の改修と整備事業を推進するものとする。

また、自然環境の保全に配慮した治水対策事業を推進して、砂防ダム、砂防施設の整備充実を図って行くものとする。

5 資料

- ① 重要水防箇所一覧 (資料編 231 頁)
- ② ため池一覧 (資料編 233 頁)
- ③ 尾花沢市水防倉庫・資機材の備蓄一覧 (資料編 281 頁)
- ④ 河川管理図 (別冊地図)
- ⑤ 尾花沢市ダム一覧 (資料編 232 頁)
- ⑥ 警報・注意報発表基準 (資料編 135 頁)
- ⑦ 防災行政無線屋外拡声子局設置場所所在地 (資料編 247 頁)

第4節 農地・農業用施設災害予防計画

1 方針

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策が円滑に実施できるよう必要な災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	農林課、農業委員会
関係機関	村山総合支庁、村山北部土地改良区

3 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 風水害対策及び耐震性の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設及びため池施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を、一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

③ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

④ 風水害対策及び耐震性の強化

各施設については、所定の洪水流量等に対応した整備を図るとともに、耐震性を確保するため、耐震基準に基づき整備を図る。

⑤ 復旧資機材等の確保

災害発生時に緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な資機材の確保に努める。

(2) 農道施設の災害予防対策

市及び村山北部土地改良区は、県の指導により管理する農道について、降雨や地震等による被害が予想される法面崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備に努める。

(3) 農業用ダム施設及びため池施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営及び県営事業で築造したものは、「河川管理施設等構造令」等により洪水流量や耐震性を考慮して設計・施工されているが、現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

市は県と連携して、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という。）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに適正な管理に努める。

県では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき防災工事等推進計画を策定し、防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価及び豪雨・耐震性評価を実施し、その結果を踏まえて防災工事等の必要性を判断して優先付けを行い、計画的に対策を実施する。

(4) 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水流量や耐震性を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、改修時に適切な機能が確保されるよう整備を図る。

第5節 ライフライン施設災害予防計画

1 方針

ライフライン施設が被災した場合、住民生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関は施設の耐震性、耐久性の確保に努める。

2 主な実施機関

尾花沢市	環境エネルギー課、防災危機管理課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合、東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター 東日本電信電話株式会社山形支店

3 計画の体系

項 目	概 要
1 水道施設の予防対策	① 防災体制の整備 ② 防災広報活動の推進 ③ 水道施設の災害予防措置 ④ 災害対策用資機材等の整備 ⑤ 生活用水水源の確保
2 下水道施設等の予防対策	① 防災体制の整備 ② 広報活動 ③ 下水道施設等の災害予防対策 ④ 災害復旧用資機材等の確保

4 対策の内容

(1) 水道施設の予防対策

① 防災体制の整備

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、水道事業者（上水道、簡易水道事業者）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

- ア 応急対策マニュアルの策定
- イ 職員に対する教育及び訓練
- ウ 管理図面及び災害予防情報の整備
- エ 関係機関との連携
- オ 予備資材の確保
- カ 緊急時連絡体制の整備
- キ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

② 防災広報活動の推進

市は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

- ア 住民に対する広報・啓発活動
- イ 町内会等への防災活動の研修
- ウ 医療施設等への周知

③ 水道施設の被害想定

- ア 構造物・設備の耐震性診断
- イ 水道施設の被害想定
- ウ 耐震整備の目標設定

④ 水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により災害予防措置の実施に努める。

- ア 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進
- イ 代替性の確保
- ウ バックアップシステムの構築等
- エ 機械設備や薬品管理における予防対策
- オ 二次災害の防止

⑤ 災害対策用資機材等の整備

- ア 応急給水用資機材の整備

水道事業者は、計画的に給水車、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

⑥ 生活用水水源の把握

市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に確認しておく。

(2) 下水道施設等の予防対策

① 防災体制の整備

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、下水道施設及び農業集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

ア 組織体制の確立

イ 応急対策マニュアルの策定

ウ 職員に対する教育及び訓練

エ 設備台帳及び図面等の整備

オ ライフライン関係機関等との連携

カ 民間事業者等との連携

キ 災害時維持修繕協定の締結

ク 事業継続計画（BCP）の策定・運用

② 広報活動

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、下水道施設及び農業集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

③ 下水道施設等の災害予防対策

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の災害予防対策の実施に努める。

ア 耐震性の確保

イ 安全性の確保

ウ 長時間停電対策

④ 災害復旧用資機材等の確保

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、（社）山形県建設業協会の協力を得て、必要な資機材等を確保しておく。

第6節 危険物等施設災害予防計画

1 方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	消防本部
関係機関	山形県危険物等取扱事業所、村山保健所、 プロパンガス保安協会尾花沢ブロック会

3 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主防災活動組織の整備 ④ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実

4 対策の内容

(1) 危険物施設の安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成

等の実施に努めるものとする。

① 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 市消防本部及び県は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等、危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

② 保安教育の実施

市消防本部及び県は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

③ 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

④ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、市消防本部、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

(2) 火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、関係機関と連携して、保安体制の強化及び施設構造について関係法令で定める技術上の基準等の遵守により、適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び防災訓練を実施し、自主保安体制を充実させることにより災害の未然防止を図る。

① 施設構造基準等の遵守

火薬類関係事業者は、必要に応じ施設構造について、法令で定める技術上の基準にかかるとする事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

② 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を迅速かつ的確に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

③ 自主保安体制の充実

火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

④ 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、市消防本部、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制を確立する。

(3) 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガスは、その特性において毒性や可燃性、爆発性等を持つものが多く、漏えいによる被害の拡大につながるおそれがあるので、高圧ガス関係事業所においては、法令上の基準等の遵守、自主保安体制の充実、関係機関との連携による保安体制の強化及び保安教育・防災訓練の実施等により、災害の未然防止を図る。また、一般消費者等について、保安意識の一層の高揚を図る。

① 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、定期自主検査の実施と供給設備や一般消費者等における充填容器の転倒防止措置を徹底する。

② 保安教育及び防災訓練の実施

高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

③ 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

④ 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう、連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援・協力できる体制の整備・充実に努める。

(4) 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

① 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

第17章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 方針

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、環境エネルギー課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター 自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 給水体制の整備 ③ 生活必需品 ④ 燃料

4 対策の内容

(1) 基本的な考え方

- ① 市は、独自で食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ② 住民が各家庭や職場で平常時から食料等を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- ③ 市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- ④ 住民の備蓄を補完するため、「山形県地震対策基礎調査」の被害想定結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を推測し、その人数に相当する食料等を流通備蓄することを基本とし、分散型の公的備蓄と孤立するおそれのある集落及び要配慮者に配慮して備蓄場所を選定する。

- ⑤ 流通備蓄を行うため、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。また、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(2) 食料等の確保品目及び方法

① 食料

ア 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障がい、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

(ア) 炊出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

市は、4(1)の④及び⑤により流通備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置等を考慮して公的備蓄を行う。

② 給水体制の整備

ア 水道事業者は、1日1人3リットルの水を確保することを目安に、上水道及び簡易水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市は、4(1)の④及び⑤により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。

イ 水道事業者は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

③ 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児性別、身体のサイズ等のきめ細やかなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

区 分	品 目
寝具	毛布 ダンボール等ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事用具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか

区 分	品 目
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ストマ用品、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキングほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

市は、4（1）の④及び⑤により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

④ 燃 料

ア 品 目

ガソリン、灯油等

イ 方 法

市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第18章 文教施設における災害予防計画

1 方針

災害時において、学校の児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	教育委員会
関係機関	村山総合支庁

3 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 緊急事態発生時の危機管理マニュアルの作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震化の推進
2 学校以外の文教施設の災害予防対策	① 防災計画の策定等 ② 自主防災組織の編成 ③ 避難体制の確立 ④ 防災設備等の整備
3 文化財の災害予防対策	① 文化財の概要 ② 文化財の管理保護体制 ③ 文化財の防災対策 ④ 文化財の火災予防体制

4 対策の内容

(1) 学校の災害予防対策

① 学校安全計画の策定

学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

- (ア) 安全教育に関する事項
 - a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
 - b 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - (a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
 - (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - (d) 課外における指導事項
 - (e) 個別指導に関する事項
 - c その他必要な事項
 - (イ) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項
 - (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）
- ② 緊急事態発生時の危機管理マニュアルの作成
- 校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成する。
- ③ 学校安全委員会の設置
- 校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るために、防災委員会を設置する。
- ④ 学校防災組織の編成等
- 校長は、次の点に留意し学校防災組織の編成等を行う。
- ア 学校防災組織の編成
 - 災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
 - イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家族との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講じる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検等も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、非常用発電機、投光機、無線機、携帯ラジオ、メガホン及びロープ、ストーブ、非常食等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 児童生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

⑤ 防災教育

校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修を行う。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。市は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

⑥ 防災訓練

校長は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

⑦ 施設の耐震化の推進

学校教育における児童生徒等の安全や住民の避難所としての活用から、必要に応じた耐震診断結果に基づき、十分な耐震強度を確保しなければならない。また、ライフラインについても、優先的に復旧するように努める。

(2) 学校以外の文教施設の災害予防対策

図書館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

① 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

② 自主防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛消防組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

③ 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講じる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

④ 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。

(3) 文化財の災害予防対策

① 文化財の概要

本市における指定文化財は、国指定1件、国登録指定5件、県指定3件、市指定33件の合計42件となっている。この文化財は、個人所有がほとんどであるが、文化財の保存等に重点をおき、所有者に対して指導を行っている。

今後においては、文化財の保存と併せて、災害から文化財を守る防災対策についても積極的に推進する。なお、施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。加えて、収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

② 文化財の管理保護体制

ア 文化財の保護

本市の文化財の中で、特に建造物、考古資料、典籍、彫刻、天然記念物等の文化財は、災害に対して極めて弱いことから、市は、文化財保護条例により、必要な勧告又は指示を行い文化財の保護に努める。

イ 文化財の管理

文化財は、その所有者（管理者）が第一義的に保存、管理にあたるものであるが、市は、国指定、県指定の文化財が被害を受けた場合、県教育委員会に報告し、勧告又は指導を受け文化財の管理を行う。

③ 文化財の防災対策

市は、防火を中心とする各種文化財の防災対策を推進するため、文化財の所有者（管理

者) に対して、次の事項を実施して文化財の防災対策を推進するとともに、住民に対しても文化財を災害から守るための防災思想の啓蒙・普及の徹底を図る。

ア 文化財に対する住民の防火思想と積極的な愛護精神の啓蒙を普及徹底させるための
広報活動

イ 所有者に対する文化財の保護のための指導と助言

ウ 文化財予防デー（1月26日）における防災思想の啓蒙運動

④ 文化財の火災予防体制

市は、防火を中心とする各種文化財の防災対策を推進するため、文化財の所有者（管理者）に対して、防火対策の徹底を図るため次の事項を推進する。

ア 文化財の火災予防体制の確立

（ア）防火管理体制の確立

（イ）環境の整理整頓

（ウ）火気使用の制限

（エ）火災危険の早期発見と火災警報の実施

（オ）自衛消防組織の確立と訓練の実施

（カ）火災発生時の初期消火措置等の徹底

イ 防災施設の整備

（ア）消火設備の整備（消火器、簡易消火器具、屋外・屋内消火栓）

（イ）警報設備の整備（自動火災報知設備、漏電火災警報機等）

（ウ）その他の設備の整備（避雷針装置、消火用水等）

5 資料

① 尾花沢市の文化財

（資料編 322 頁）

第19章 要配慮者の安全確保計画

1 方針

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	福祉課（福祉事務所）、防災危機管理課
関係機関	自主防災組織、社会福祉協議会

3 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の要配慮者対策	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 要支援者への支援体制の整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全強化 ⑤ 食料品等の備蓄 ⑥ 要配慮者の受入体制の整備
3 外国人の安全確保対策	① 情報伝達、避難誘導體制の整備 ② 防災教育、防災訓練の実施 ③ 案内標示板等の整備

4 対策の内容

(1) 在宅の要配慮者対策

① 避難行動要支援者支援体制の確立

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、ハンディがある等の理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があるため、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と位置付け、その情報の把握と、必要な

支援策を講じる。

② 要支援者への支援体制の整備

要支援者に対して避難支援関係者や、両者への避難指示等情報の伝達体制、災害時において自力で避難することが困難な要支援者に対する対策を十分に検討し強化を図る。

ア 市の推進体制

福祉、防災、消防救急を所管する関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及周知及び支援などを行う。要支援者避難支援対策の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が必要なため、福祉関係者、自治会、自主防災組織等との連携を密にし、情報共有を図るとともに、声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難支援等関係者

要支援者支援対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援関係者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、消防団、尾花沢警察署）と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

ウ 避難支援者

避難支援者は、災害発生時に要支援者の安否確認及び避難支援を行う者とし、避難支援者は、個別計画に基づき要支援者自らが選定するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

（ア）避難行動要支援者の情報収集

市は、災害対策基本法及び個人情報保護法の規定に基づき、名簿の作成に必要な限度で、関係課の保有する要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。また、名簿の作成に必要ながあると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県その他の者に対して、保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

（イ）名簿の作成

市は、収集した情報に基づき、以下の情報を掲載した名簿を作成する。

- ・氏名
- ・住所又は居所
- ・年齢
- ・性別
- ・避難支援等を要する事由
- ・名簿情報提供同意の有無
- ・個別計画作成の有無
- ・その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（ウ）名簿の記録媒体

名簿は電子データで作成し、市が管理するものとする。

(エ) 避難支援関係者への名簿情報の提供

- ・ 平常時における名簿情報の提供

名簿の事前提供について同意を得た者については、居住する地区の避難支援関係者に名簿の提供を行うものとする。

- ・ 災害発生時の名簿情報の提供

発災時の名簿情報の提供は、第3編第15章「要配慮者の応急対策計画」に定める。

(オ) 名簿登録情報の更新

名簿は、所管する業務に関する対象者について随時更新し、必要に応じて避難支援関係者に更新した名簿を提供するものとする。

(カ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては情報セキュリティポリシーを遵守する。

また、名簿の提供先についても、目的外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(キ) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示等の発令及び伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等によりの確に伝わるよう配慮するものとする。

(ク) 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

避難支援者及び避難支援等関係者が要配慮者の避難支援を行う際、避難支援者及び避難支援関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう配慮するものとする。

オ 避難行動要支援者避難支援プランの作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成する。

なお、避難行動要支援者避難支援プランの個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(2) 社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議の設置や災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防本部等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じてあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下・転倒防止装置、危険物の安全点検等を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医療品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。市は、社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 外国人の安全確保対策

① 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

市は県と連携し、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

② 防災教育、防災訓練の実施

市及び県は、NPO・民間ボランティアの協力を得て、日本語を理解できない外国人のために、多様な言語で記述した防災パンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

③ 案内標示板等の整備

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

5 資料

指定避難所・避難施設

(資料編 269頁)

第20章 積雪期の地震災害予防計画

1 方針

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、総合的な雪対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所、村山総合支庁

3 計画の体系

項 目	概 要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の整備
2 緊急活動対策	① 緊急輸送道路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 雪上交通手段等の確保 ④ 避難所の整備 ⑤ 積雪期用資機材の整備 ⑥ 避難路の除雪対策 ⑦ 公共施設等の雪下ろし対策 ⑧ 避難経路、避難所近くの「空き家」の把握
3 スキー場利用客対策	

4 対策の内容

(1) 克雪対策

① 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 関係機関の道路管理者と、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

(イ) 市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩及び地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

② 除排雪施設等の整備

道路、家屋及び家屋周辺の除排雪体制を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を進める。

③ 雪崩防止対策の推進

雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩予防柵等施設の整備に努める。

④ 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要援護世帯に対する助成等

自力による屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度等を活用するとともに、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。また、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

⑤ 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、市は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備に努める。

(2) 緊急活動対策

① 緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

② 通信手段の確保

積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

③ 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

④ 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、集落公民館等の避難所（以下この章において「避難所」という。）の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

⑤ 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

⑥ 避難路の除雪対策

公園、自治公民館等、各地区避難場所から避難所までの避難路については、特に安全性を留意し除雪に心がける。また、頭上に落雪など危険がないか、自主防災組織等が点検注意し、必要に応じて危険を除去する。

⑦ 公共施設等の雪下ろし対策

公共施設については、建築基準法関係法令で定められた屋根の積雪基準を超えたときは、必ず除雪を行う。また、降雨時や融雪により、必要以上の加重がかかるおそれがあるので、建物に異常がないか常に点検し、先導して雪下ろしに配慮する。

⑧ 避難経路、避難所近くの「空き家」の把握

雪下ろし等がなされない空き家を調査し、避難経路や避難所に影響しないよう適切な処置を講ずる。

(3) スキー場利用客対策の推進

多数の利用客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフトやロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多数のスキー場利用客が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、リフト利用者等の安全確保やスキー場利用客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時をも考慮して体制を整備する。また、スキー場利用客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

第21章 消防団活性化計画

1 方針

消防団員の減少傾向と団員構成の高齢化、サラリーマン化等が進む消防団組織の活性化を図るために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	山形県消防協会北村山支部、山形県消防補償等組合

3 計画の体系

項 目	概 要
1 消防団員の資質の向上	① 消防団員募集方法の多様化事業 ② 若手リーダー育成事業 ③ 消防団員体力練成事業
2 消防団の施設装備の強化	
3 消防団への理解促進	
4 高齢化社会に対応した消防団活動の推進	
5 消防団員の処遇改善	

4 対策の内容

(1) 消防団員の資質の向上

消防団員の資質の向上を図るため、班長以上の幹部を対象に、幹部の心得、火災現場における防ぎょ活動の知識、役割、地域における活動、団員の指導等の研修を行う。

また、教育機関である消防学校に入校し、消防団員の役割、団員の心得、訓練礼式、ポンプ操法等消防団員として服務するための研修を行う。

① 消防団員募集方法の多様化事業

消防団員活動内容等を掲載したホームページやリーフレット等を作成し、消防団活動のPRを積極的に行い、事業所にも働きかける。

② 若手リーダー育成事業

消防団員のうち、将来消防団活動の中心的役割を果たす20代～30代の部長、班長を対象として個々の資質の向上、活力ある消防団づくりを図るため、研修会あるいは、他の分団との交流事業等を実施する。

③ 消防団員体力練成事業

消防団員の機敏性のかん養と体力の向上、さらには、団員間の団結強化及び消防団のPRを図るため、スポーツ大会等を実施する。

(2) 消防団の施設装備の強化

近年の災害の複雑多様化、大規模化等に的確に対処するため、消防施設、消防ポンプ、火災防ぎょ用資機材、無線機器、安全装備品等の強化充実を促進し、迅速かつ安全な消防活動ができるよう消防設備整備計画に基づきながら、国庫補助制度を有効に活用し、その強化と近代化を図る。

(3) 消防団への理解促進

地域の事業所及び住民を対象とした防火講話、初期消火訓練、火災予防PRキャラバン等を実施する。

消防操法、消防訓練等を披露するなど地元イベントに積極的に参加する。

自主防災組織、女性防火協力班等に対する指導、幼年及び少年消防クラブ等の育成指導を図る。

消防団員が勤務している事業所等に対し、消防団活動への理解を得るため、文書や訪問等により協力要請を行う。

(4) 高齢化社会に対応した消防団活動の推進

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯を中心に、平易なリーフレット等を配布しながら定期的に火災予防の指導を図る。

高齢化社会に対応した消防団活動と後援を得るため、消防団退団幹部との懇親会等を分団毎に開催する。さらには、高齢者の防火意識の高揚を図る。

(5) 消防団員の処遇改善

消防団員の処遇改善は、報酬の支給額の改善、公務災害補償の一層の充実、退職報償金制度の充実、表彰制度の一層の充実・拡大、被服等の支給改善など、県、国及び関係機関により一層の働きかけを行い、処遇の改善と充実を図る。

第22章 水害対策計画

1 方針

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である市が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	新庄河川事務所大石田出張所 村山総合支庁、尾花沢警察署

3 計画の体系

項 目	概 要
1 水防管理団体の義務	① 水防管理団体の責務 ② 水防管理者の責務 ③ 水防計画の策定・公表
2 水防体制の整備	① 水防活動体制の整備 ② 水防団等の育成強化 ③ 水防活動施設の整備

4 計画の内容

(1) 水防管理団体の義務

① 水防管理団体の責務

市（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

② 水防管理者の責務

市長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

③ 水防計画の策定・公表

ア 水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

イ 水防計画の策定にあたっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

ウ 河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の

協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

(2) 水防体制の整備

① 水防活動体制の整備

ア 水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。

イ 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

ウ 河川、砂防等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

エ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

② 水防団等の育成強化

ア 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

③ 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

第23章 雪害対策計画

1 方針

冬期の積雪時における交通・通信の確保と、建物の倒壊、なだれ及び地吹雪等の雪害の予防を図るため、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、建設課、福祉課（福祉事務所）、消防本部
関係機関	山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所 村山総合支庁、尾花沢警察署

3 計画の体系

項 目	概 要
1 雪害の概要	
2 雪崩等の雪害発生危険区域	① 雪崩危険区域の概要
3 交通確保対策	① 除雪対策の推進 ② 流雪溝の整備促進 ③ 防雪柵の設置 ④ 除雪体制（道路除雪計画の策定） ⑤ 豪雪対策マニュアルの策定
4 雪崩防止対策事業	
5 農作物雪害対策	
6 その他の対策	① 豪雪ボランティア ② 官民共同除排雪の推進
7 豪雪対策本部の設置	① 任意の豪雪対策本部組織
8 一般建築物の雪害予防	① 住宅・建築物の安全性に対する指導 ② 克雪住宅の普及推進 ③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

4 対策の内容

(1) 雪害の概要

雪は、地域住民の生活と産業に直接的・間接的に被害をもたらし、人的被害、建築物の倒壊、交通障害、農林業被害、生活関連施設被害等が雪の様々な現象である豪雪、吹雪、

雪崩、融雪の遅れ等により発生している。人的被害は、屋根雪の除雪や除雪機械によるもの、流雪溝によるものや雪崩等の自然現象によっても発生している。

積雪が多い本市にとっては、雪による人的被害の防止と住民生活の確保を図ることが重要である。

(2) 雪崩等の雪害発生危険区域

① 雪崩危険区域の概要

雪崩危険区域は、県が把握している箇所、市建設課が把握している箇所に分かれて把握されている。

雪崩危険区域は、急傾斜地崩壊危険箇所と同一の場所がほとんどであることから、年間を通して様々な気象誘因により積雪期は雪崩災害、非積雪期は土砂災害と厳重に警戒しなければならない区域である。

(3) 交通確保対策

① 除雪対策の推進

道路除雪区分は、日交通量によって第1種から第3種まで区分され、直轄国道、県が除雪施行する国県道があり、市が除雪施行する市道は、181 km（令和4年度）あり、これは市道全体の32.4%に相当する。

この他、消雪パイプ（延長15.9 km）による除雪対策がとられてきたが、地下水の制限や過剰汲み上げによる水枯れ、地盤沈下等の問題や道路幅が狭くなるため排雪処理が必要となるため、新設は行われていない。

除雪機械による除雪は、交通量の増大に伴い、歩行者の安全確保の面からも除雪幅の拡大と歩道除雪の延長が必要となっている。また、道路改良の増加に伴い、除雪延長が増加しており、街中での雪置場の確保と屋根雪落下による通行の安全確保が除雪の新たな問題となってきている。

今後、効率的な除排雪体制を確立するとともに、計画的に除雪機械の更新を図っていく。

② 流雪溝の整備促進

現在、市街地の流雪溝は約39 km整備されており、有効な除排雪方法として活用されているが、まだまだ未整備地区が多く、流雪溝の導排水路の確保と「市面的流雪溝整備計画」により、有利な起債や補助事業を活用し、整備の促進を図る。

③ 防雪柵の設置

冬期交通の安全確保のため、地吹雪箇所へ有利な起債や補助事業の活用を図り防雪柵を設置していく。

④ 除雪体制

冬期間の除雪については、住民生活の生命線である道路網の除雪の確立について、関係機関が連絡を密にして除雪計画に基づき万全な体制を定めて実施する。

⑤ 豪雪対策マニュアルの策定

豪雪時の災害予防及び災害対策全般について、マニュアルを策定し、住民の生命、身体、財産を災害から保護するため具体的な事項を定め、万全を期す。

(4) 雪崩防止対策事業

市は関係機関と連携し雪崩防護柵等の災害防止対策事業の推進を図る。

(5) 農作物雪害対策

市及び農林業関係機関は、気象情報等の連絡を密にして、雪害による農林作物の被害防止、軽減を図る。

(6) 豪雪ボランティア・官民共同除排雪

ア 豪雪ボランティアによる除排雪の推進

社会福祉協議会、市内事業者、団体等からなる除排雪ボランティアを募り、高齢者世帯の除排雪困難な住民を対象に除排雪を実施し、住民生活の安定と向上を図る。

イ 官民共同除排雪の推進

宅地内の雪について、労力の軽減と負担の軽減を図るため、住民と道路管理者が協働し一斉に除排雪を推進する。

ウ その他

前項までの対策の他、豪雪に関する次の対策について、関係機関は十分な対策を定めておく。

- ① 電力対策、② 通信対策、③ 水道対策、④ 文教対策、⑤ 医療対策、⑥ ガス対策

(7) 豪雪対策本部の設置

降雪量が非常に多く、雪のため住民生活に種々の影響がでるおそれがある積雪（平均最深積雪 150 cmを超える積雪）の場合、市長は、一般行政事務分掌に基づく任意の豪雪対策本部を設置する。

降雪量がさらに増加して、雪による激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は、任意の豪雪対策本部を閉鎖して法に基づく災害対策本部を設置する。

① 任意の豪雪対策本部組織

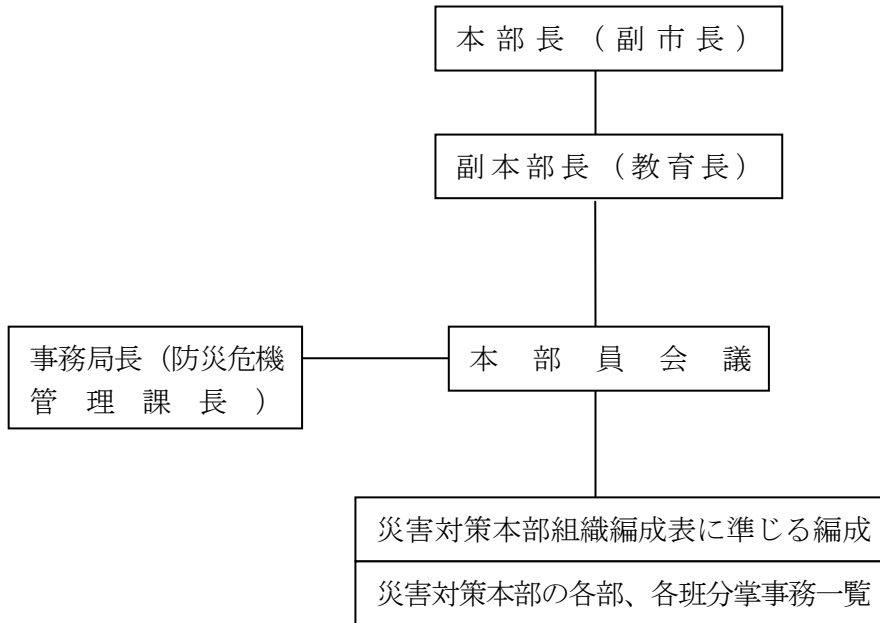
市が、任意に設置する豪雪対策本部の組織等については、次に定めるものの他、第3編第1章の各節で定める計画に準じて実施する。

ア 豪雪対策本部の本部長は、副市長とする。

イ 豪雪対策本部副本部長は、教育長とする。

ウ 本部員会議事務局長は、防災危機管理課長とする。

<尾花沢市豪雪対策本部組織図>



(8) 一般建築物の雪害予防

① 住宅・建築物の安全性に対する指導

市は県と連携し、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

② 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

市は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組に向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う除雪ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

5 資料

- | | | |
|---|-------------------------|-------------|
| ① | なだれ危険箇所実態調査表（概要表） | （資料編 230 頁） |
| ② | 市内除雪状況一覧 | （資料編 314 頁） |
| ③ | 市保有建設・除雪機械一覧 | （資料編 278 頁） |
| ④ | 尾花沢市雪国の暮らしを明るくする条例 | （資料編 4 頁） |
| ⑤ | 尾花沢市生活道路除雪事業補助金交付要綱 | （資料編 44 頁） |
| ⑥ | 尾花沢市面的流雪溝整備計画 | （別冊資料） |
| ⑦ | 尾花沢市防雪柵整備計画 | （別冊資料） |
| ⑧ | 尾花沢市豪雪対策マニュアル | （別冊資料） |
| ⑨ | 尾花沢市『除雪ボランティアセンター』活動体制図 | （別冊資料） |

第24章 鉄道災害対策計画

1 方針

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課
関係機関	鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）

3 計画の体系

項 目	概 要
1 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

4 対策の内容

(1) 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

① 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設の全ての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

② 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

市、関係防災機関、他の地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置

(緊急地震速報受信装置等)を整備する。

(ア) J R電話及びN T T電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びF A X

(イ) 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計、水位計及び地震計

③ 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

④ 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

第25章 林野火災対策計画

1 方針

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、市、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、商工観光課、消防本部
関係機関	

3 計画の体系

項 目	概 要
1 火災予防体制の整備	① 体制等の整備 ② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等 ③ 危険気象等に対する警戒
2 防火意識の普及	① 住民に対する啓発 ② 地域住民，林野関係者等に対する指導
3 消防体制等の整備	① 消防体制の整備

4 対策の内容

(1) 火災予防体制の整備

① 体制等の整備

ア 林道の整備

市は、消防用車両等の通行に支障のないよう林道の適切な維持管理に努める。

イ 防火用水利の整備

市は、消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、池及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

ウ 消防施設等の整備

市は、県、国の支援措置を活用するなどにより、林野火災用消防施設の整備に努める。

② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議のうえ、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。

イ 火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する火気を使用する施設等の管理者に対して、必要に応じて査察及び指導を行うものとする。

③ 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視、監視等を強化し、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努めるものとする。

イ 火災警報発令と警戒

市は、气象台から火災気象警報が発令されたとき又は気象状況が火災予防止危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合は、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

(2) 防火意識の普及

① 住民に対する啓発

市、県及び森林管理署等関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

② 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 地域での指導の徹底

林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止の広報を実施する。

イ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得るなどにより、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

(3) 消防体制等の整備

① 消防体制の整備

ア 市は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、警察、自衛隊その他

の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

イ 消防資機材の整備

市は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努めるものとする。

ウ 消防水利の確保

市は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利の一層の整備を図る。

第26章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1 方針

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、健康増進課、環境エネルギー課、消防本部
関係機関	山形県各関係機関、村山総合支庁、尾花沢警察署

3 計画の体系

項 目	概 要
1 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所	① 女川原子力発電所（宮城県） ② 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県） ③ 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

4 対策の内容

(1) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

① 女川原子力発電所（宮城県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日運転終了
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

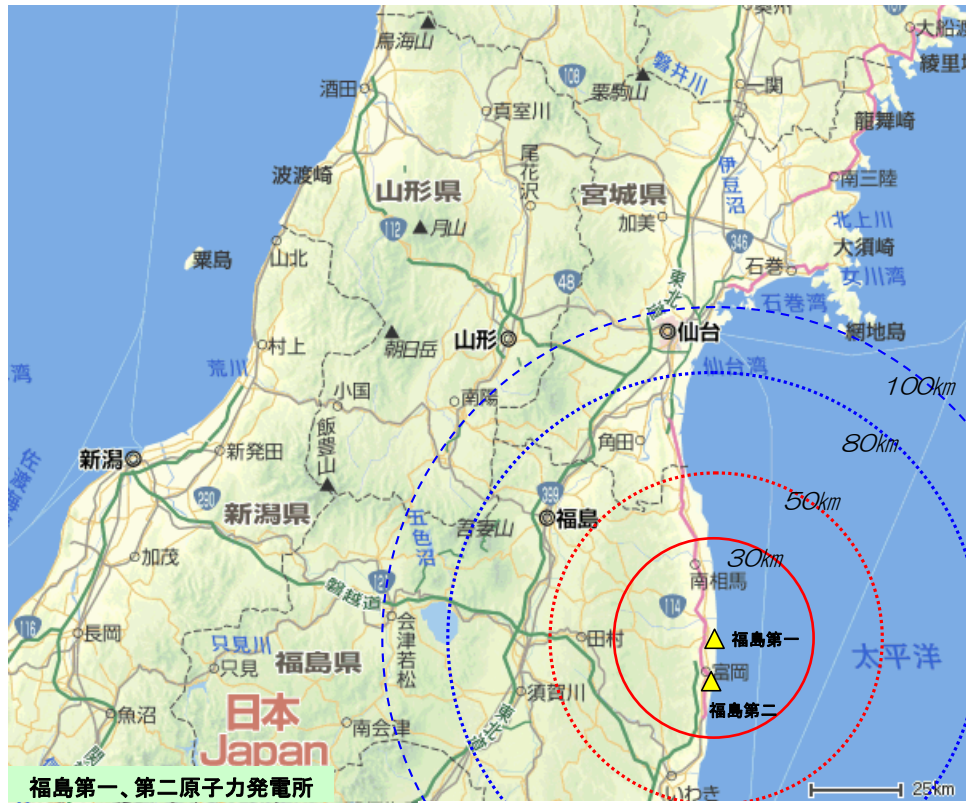
※BWR＝沸騰水型軽水炉



② 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	平成26年4月31日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉



③ 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールディングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 方針

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、健康増進課、環境エネルギー課、消防本部
関係機関	山形県各関係機関、村山総合支庁、尾花沢警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 活動体制等	① 避難誘導に関するマニュアルの策定
2 平時におけるモニタリング	
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 避難等の体制の整備 ③ 防災訓練等の実施
4 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 防災広報 ③ 防災教育 ④ 防災業務関係者に対する教育・研修 ⑤ 住民相談体制の整備

4 対策の内容

(1) 活動体制等

市は、平時から、実施体制や実施方法を記載したマニュアルを策定するなど、各課の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

① 避難誘導に関するマニュアルの策定

市は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導に関するマニュアルを策定しておくものとする。

- a 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項
- b 避難の指示に関する伝達方法に関する事項
- c 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- d 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- e 避難の実施に関し必要な事項

※ 避難誘導に関するマニュアル策定の際の主な留意事項

- a 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- b 避難先、一時集合場所及び集合方法
- c 集合にあたっての避難住民の留意すべき事項
- d 市職員、消防職員及び消防団員等の配置並びに担当業務、連絡先等
- e 要配慮者への対応
- f 要避難地域における残留者の確認方法
- g 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援
- h 避難住民の携行品及び服装
- i 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- j その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項

(2) 平時におけるモニタリング

市は、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

(3) 防災体制の整備

① 通信連絡体制の整備

市は、県の災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡を円滑に行えるよう体制を整備するとともに、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における広報車等の広報設備及び機器の整備を推進するものとする。

② 避難等の体制の整備

市及び県は、国が示す緊急事態等の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 県及び市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 県及び市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施さ

れるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

＜緊急事態区分＞

区分	対象事象	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第15条第1項に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

③ 防災訓練等の実施

市は、緊急時通信訓練、住民に対する情報伝達訓練等の定期的な実施に努めるものとする。

(4) 防災知識の普及等

① 放射線に関する知識の普及

市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ その他必要と認める事項に関すること。

② 防災広報

市は、県及び関係機関と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動に努めるものとする。

- ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- イ 原子力災害とその特性に関すること。
- ウ 緊急時における市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- エ 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段、避難緊急時における情報及び指示の伝達方法等）。
- オ 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- カ その他必要と認める事項に関すること。

③ 防災教育

市は、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

④ 防災業務関係者に対する教育・研修

市は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修の活用を努める

ものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関する知識
 - イ 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
 - ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - オ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - カ 放射線及び放射性物質の測定に関すること。
 - キ 緊急時医療に関すること。
 - ク 危機管理に関すること。
 - ケ その他必要と認める事項に関すること。
- ⑤ 住民相談体制の整備
- 市は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

